

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年11月21日開催（生命保険協会）]

1. 生命保険会社の持続可能なビジネスモデルの構築に向けた対話について

- 生命保険会社では、少子高齢化や金融業界におけるDXの進展、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入等の事業環境の変化を踏まえた取組が見られる。
- このため、金融庁は、これまで継続的に、生命保険会社のビジネスモデルに係る対話を実施してきたところであり、2025事務年度においても、各種テーマを設定し、ビジネスモデル対話を実施する方針である。
- 特に、2025事務年度は、改正保険業法や監督指針の着眼点等を踏まえ、生命保険会社と代理店との適切な関係の構築に向けた対応について確認する。
- なお、その際は、その位置付けが当局として特にお願いしたい要請なのか、一般的な注意喚起なのか、参考にしていただければよい情報提供なのか等、性格を明確にすることに留意したい。
- いずれにせよ、金融庁からも申し上げたいことはお伝えするので、各保険会社からも遠慮なく御意見をいただきたい。

2. 障がい者等に配慮した取組に関するアンケート調査の結果について

- 2025年10月15日、保険会社等における障がい者等に配慮した取組状況について、2025年3月末時点でのアンケート調査結果を公表した。
- 聴覚障がい者等向けの公共インフラとしての電話リレーサービス、及び通話相手の声を文字にするアプリであるヨメテルについて、非対応の社は対応を進めていただくとともに、既に対応している場合でも、対応可能なサービスの更なる拡充に取り組んでいただきたい。
- 視覚障がい者や自筆困難者等への代読・代筆に係る手続について、現場職員による対応の徹底などを求める声が寄せられており、内部規定の整備に留まらず、社内研修等を通じた現場職員への周知・対応力向上の徹底が重要である。
- 本アンケート調査の結果も参考としていただき、障がい者等の利便性向

上に向けて、一層の取組をお願いしたい。

3. 多国間制裁監視チームによる報告書公表について（北朝鮮関連）

- 2025年10月、多国間制裁監視チーム(Multilateral Sanctions Monitoring Team、MSMT)は、「北朝鮮によるサイバー及びIT労働者の活動」をテーマに、第2回目の報告書を公表した。
- 報告書には、暗号資産窃取及びその資金洗浄や利用、IT労働者による外貨獲得並びに情報窃取を含む北朝鮮によるサイバー活動に係る具体的な情報が記載されている。
 - ・ 報告書の対象期間（2024年1月～2025年9月）に、北朝鮮は少なくとも28億米ドル相当の暗号資産を窃取。
 - ・ 中国、ロシア、アルゼンチン、カンボジア、ベトナム、UAEを含む外国拠点の仲介者等に依存し、窃取した暗号資産を法定通貨に洗浄。
 - ・ 軍事装備品等の販売・移転を含む調達取引にステーブルコインを使用。
- 各金融機関においては、本報告書も参考に、引き続きサイバーセキュリティ対策、マネー・ローンダリング対策の強化に取り組んでいただきたい。

(参考1) 多国間制裁監視チーム (Multilateral Sanctions Monitoring Team、MSMT)

2024年4月に安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネルの活動が終了したことを受け、同年10月、日本を含む同志国は多国間制裁監視チーム (MSMT) を設立。参加国は、日本、豪州、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ニュージーランド、韓国、英国及び米国の11か国。

(参考2) 外務省報道発表「多国間制裁監視チーム (MSMT) 第2回報告書の公表」

https://www.mofaj.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02871.html

(参考3) 報告書には、北朝鮮関係者がDMM Bitcoinから約308百万ドル相当の暗号資産を窃取した事案についても記載。

4. 対イラン制裁に係る要請について

- 2025年9月、イランの核問題に関し、国連安保理決議に基づき、過去の対イラン制裁の復活（スナップバック）が決定された。
- 我が国においても、外為法告示の改正（9月28日公布・施行）等を行い、資産凍結や資金移転防止等の措置を再導入した。

- これを受け、9月30日、関係する金融機関等に対し、「イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発並びにイランへの大型通常兵器等の供給等に関する取引について（要請）」を発出した。
- 同要請文においては、資産凍結や資金移転防止等の措置への遺漏なき対応とともに、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務の履行を求めているところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いする。

5. 預金保険法に基づく財産調査への協力依頼について

- 預金保険機構は、金融機関から買い取った債権を整理回収機構が円滑に回収できるよう支援するために、財産調査を実施しており、その一環として金融機関等に対して照会ないし協力要請を行っている。これらの照会等は、個人情報保護法上の本人の同意を得ずに第三者に提供することができる「法令に基づく場合」に該当しうるものであるが、この点について十分な御理解がいただけなかつた事例もあったと思われる。
- 今般、個人情報保護委員会が策定する「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A」に、「法令に基づく場合」の例として、預金保険機構が預金保険法附則第13条に基づき行う照会・協力要請が追加掲載された。
- この追加掲載を契機として、預金保険機構は、各業界団体宛てに、同機構理事長名で協力等依頼文書を発出したので、御協力をお願いする。

6. 令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災に伴う災害等に対する金融上の措置について

- 令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災に伴う災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げる。
- 当該災害等に関し、大分県内に災害救助法が適用されたことを受け、九州財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
○令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災			
大分県	11月18日（11月19日）	九州財務局	11月19日

7. サイバーセキュリティに関する取組について

- 最近のサイバー攻撃はますます深刻化しており、他業種において、業務遂行に多大な影響を及ぼすような事象も頻発している。こうした脅威は金融機関にとって決して他人事ではなく、自分事として取り組むことが重要である。サイバーセキュリティは、事業継続やお客様の信頼を守るために欠かせない経営課題であり、引き続き、経営レベルでの対応をお願いしたい。

<サイバーセキュリティセルフアセスメント (CSSA) >

- 先般実施した CSSA は、今回初めて「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」に基づく自己評価を行ってもらった。個別結果は2025年11月に各金融機関へ還元する予定で、更に詳細な分析や横断的な示唆は後日改めて共有するので、ぜひ今後の取組に活かしてほしい。

<耐量子計算機暗号 (PQC) 対応>

- 金融 ISAC において「日本の金融機関のための PQC 移行ガイド」が作成され、その中に PQC 移行の具体的な移行ステップも含めた全体像が示されている。PQCへの移行は、将来の安全性確保に向けて避けられない取組であり、各金融機関において、金融 ISAC のガイドも参考にしながら、体制整備、システムの優先順位策定やクリプトインベントリの作成など、着実に準備を進めていただきたい。

8. レビキャリ研修ワークショップの再開について

- レビキャリの登録金融機関数が200機関を超え、地方銀行及び第二地方銀行においては全て登録に至った。これに伴い、全ての都道府県で求人登録の数も増え、マッチングの機会も加速していくことが見込まれるため、引き続き人材登録への御協力をお願いする。

(参考) 2025年10月末時点での実績は、大企業人材の登録者数：累計5,579人、

登録金融機関数：211機関、マッチング件数：277件

- 2024年10月より休止していた研修ワークショップについて、2025年9月より再開しており、登録者は無料で利用できるため、登録者へ周知いただきたい。

9. 10月 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 2025年10月15日から16日にかけて、ワシントンD.C.においてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に公表された議長総括及び成果物を踏まえ、金融関連の主な論点を御紹介する。

- ・ まず、バーゼルⅢを含む全ての合意された改革と国際的な基準を実施することの重要性が再確認されたほか、過去15年間のG20金融改革の実施をレビューした金融安定理事会(FSB)の中間報告書が公表された。同報告書では、バーゼルⅢなどの重要な改革の実施が不完全であり、実施の遅れと法域間の不整合性がグローバル金融システムにとってのリスクとなっている点を指摘している。
- ・ また、暗号資産及びグローバル・ステーブルコイン(GSC)に関するFSBのグローバルな規制枠組みの実施の進捗を評価するピア・レビュー報告書が公表された。規制整備が遅れている法域が多い中、日本は、EUや香港と並んで、暗号資産・ステーブルコインの両分野において規制整備が完了しているとの高い評価を受けている。ステーブルコイン発行者に対するストレステストの不実施など、指摘を受けた部分については、今後の規制・監督上の検討に役立っていく。
- ・ ノンバンク金融仲介(NBFI)に関しては、ヘッジファンドなどを含むNBFIのデータの課題及び脆弱性に対処するためのFSB及び基準設定主体(SSBs)による作業が支持された。
- ・ クロスボーダー送金に関しては、G20ロードマップの効果的な実施へのコミットメントが再確認された。
- ・ サステナブルファイナンスに関しては、殆どのメンバーが、「2025年G20議長国・サステナブルファイナンス作業部会共同議長 サステナブルファイナンス報告書」における気付きと拘束力のない勧告を支持した。勧告には、気候への強靭性の移行計画への統合、リスク評価の改善、自然災害の保険補償ギャップへの対処等が含まれている。

- 2025年12月より米国がG20議長国を務める予定である。引き続き、各金

融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

10. 金融国際審議官の保険監督者国際機構執行委員会議長就任について

- 保険監督者国際機構（以下、「IAIS」）は、2025年11月12日にアルバニア・ティラナにおいて執行委員会会合を開催し、同日のIAIS年次総会をもって執行委員会議長の任期を満了した有泉秀金融庁顧問（前・金融国際審議官）の後任となる新議長の選任手続を実施した。その結果、金融庁の三好敏之金融国際審議官が執行委員会議長に選出された。新議長の任期は、2027年のIAIS年次総会までの2年間となる。
- 我が国は、これまでIAIS執行委員会議長を務めてきた有泉顧問のもと、2024年末の国際資本基準（ICS）の最終化や、自然災害に係る保険プロテクションギャップへの対処に関する議論を主導してきた。我が国の金融行政・保険業界等の更なるプレゼンス向上につながるよう、皆さまの御協力も賜りつつ、金融庁として引き続き議長としての務めに取り組んでまいりたい。

11. 資産運用立国の更なる推進について

- 2025年10月、高市新総理の下で新たな政権が発足したが、高市総理や片山金融担当大臣が表明されたとおり、金融を通じて成長戦略を加速させるため、「資産運用立国」に向けた貯蓄から投資への取組を継続し、その実現に向けて、更に発展させていく。
- 2025年11月4日に開催された「日本成長戦略本部」においても、金融を通じ、日本経済と地方経済の潜在力を解き放つための戦略を策定するよう総理指示があった。
- 具体的には、コーポレートガバナンス改革を通じた企業価値の向上、企業への成長資金・リスクマネー供給の強化、家計の安定的な資産形成の支援、資産運用サービスの高度化や、アセットオーナーの機能向上等、それぞれの分野で取組を推進していく。
- くわえて、金融を通じて、必要な資金・人材・知恵を日本の企業や地域に集結させ、その価値向上を目指すため、年内に策定する「地域金融力強化プラン」も含めた戦略を策定し、官民連携で取り組んでいく。
- それにより、「危機管理投資」「成長投資」の戦略分野を含めた日本の供給構造の強化を金融面から支え、世界の投資家が信頼を寄せる経済を実現する

ことで、世界の資本が流れ込む好循環を生み出すことに貢献してまいりたい。

12. NISA 口座の利用状況に関する調査結果について（2025 年 6 月末時点）

- 2025 年 9 月 24 日、NISA 口座の利用状況調査（2025 年 6 月末版）を公表した。NISA 口座数は、約 2,696 万口座、総買付額は約 63 兆円となった。
- また、2025 年 11 月 13 日、都道府県別の NISA 口座の利用状況調査（2025 年 6 月末版）を公表した。
- NISA 口座の利用状況調査は、2024 年までは年 4 回（3 月末、6 月末、9 月末、12 月末）実施していたが、2025 年以降は年 2 回※（6 月末、12 月末）としており、引き続き御協力をお願いしたい。

※ 2025 年 3 月末時点調査は臨時的に実施したもの。

（以上）